

平成 27 年 11 月 25 日

「不当景品類及び不当表示防止法施行規則（案）」及び「不当景品類及び不当表示防止法第 8 条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方（案）」に関する意見募集の開始について

消費者庁は、「不当景品類及び不当表示防止法施行規則（案）」及び「不当景品類及び不当表示防止法第 8 条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方（案）」に関する意見募集を開始しました。

第 187 回国会において、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）への課徴金制度導入等を内容とする不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 118 号）が平成 26 年 11 月 19 日に成立し、同月 27 日に公布されました（同法は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。）。

同法の施行に伴い、課徴金対象行為に該当する事実の報告方法及び返金措置に関する計画の認定申請に係る手続の詳細を定める等、不当景品類及び不当表示防止法施行規則（案）（以下「本規則案」といいます。）を制定する必要があります。

また、不当景品類及び不当表示防止法第 8 条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方（案）（以下「本考え方案」といいます。）において、課徴金額の算定の基礎となる「売上額」、「相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否か等についての考え方を示すことを予定しています。

本日、消費者庁は、本規則案及び本考え方案について、広く一般の御意見を求めるため、パブリックコメント手続を開始しました（意見提出の締切日は平成 27 年 12 月 24 日（木））。

本規則案、本考え方案及び意見の提出先等の詳細は、別添の「意見募集要領」を御覧ください。

**【本件に対する問合せ先】**

消費者庁 表示対策課

担当者：朝夷、小林、安齋、村松

電 話：03-3507-8800（代表）

（内線 2060、2116、2106、2131）

「不当景品類及び不当表示防止法施行規則（案）」及び「不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的な要件）に関する考え方（案）」に関する意見募集について

平成27年11月25日  
消費者庁 表示対策課

消費者庁は、「不当景品類及び不当表示防止法施行規則（案）」（以下「本規則案」といいます。）を別紙1、「不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的な要件）に関する考え方（案）」（以下「本考え方」といいます。）を別紙2のとおり作成しました。

つきましては、本規則案及び本考え方について、下記のとおり広く一般の御意見を募集いたします。

## 記

### 1 資料の入手方法

- (1) 電子政府の窓口（e-Gov）
- (2) 窓口での配布

消費者庁表示対策課

（東京都千代田区永田町2-11-1山王パークタワー5階）

### 2 意見募集期間

平成27年11月25日（水）から12月24日（木）まで（必着）

### 3 意見の提出方法

意見提出用紙（様式）又は様式の記載事項を全て満たした用紙を用いて、日本語により作成した御意見を、次のいずれかの方法により提出してください。

電子メール、FAX及び郵送以外の方法による御意見は受理できませんので、御了承ください。

- (1) 電子メールの場合

メールアドレス：[i.hyojitaishaku@caa.go.jp](mailto:i.hyojitaishaku@caa.go.jp)

- (2) FAXの場合

FAX番号：03-3507-9279

消費者庁表示対策課 課徴金制度施行準備担当 宛て

- (3) 郵送の場合

〒100-6178

東京都千代田区永田町2-11-1山王パークタワー5階

消費者庁表示対策課 課徴金制度施行準備担当 宛て

#### 4 注意事項

- ・ 電子メールで御提出の際、件名は、「不当景品類及び不当表示防止法施行規則（案）等に係る意見」としてください。
- ・ 電子メールでの御意見は、テキスト形式のメールによる御意見だけを受理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された御意見は受理できません。
- ・ 寄せられた御意見につきましては、氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、公表することがあります。
- ・ 御記入いただいた氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。
- ・ 御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

(様式)

消費者庁 表示対策課 課徴金制度施行準備担当 宛て

件名：不当景品類及び不当表示防止法施行規則（案）及び不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的な要件）に関する考え方（案）に係る意見

氏名	(フリガナ)
住所	〒
所属	(会社名) (フリガナ) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
御意見	

※ 本紙に書ききれない場合は別紙に記載してください。